

議案第7号

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

新居浜市建築基準法施行条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）第2条の規定による改正前の令」に改める。

第8条第2項中「第6条及び第7条」を「前2条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部が改正され、引用法令条項の内容が改められたこと等による
所要の条文整備を行うため、本案を提出する。